

## 『都留市市民活動推進委員』募集

### 活動内容

市長の諮問に応じ、市民活動の推進、センターの運営などに関する事項を調査審議する。

### 募集人員

都留市在住で18歳以上の方、若干名(応募者多数の場合は、選考させていただき応募者に連絡。男女問わず積極的に参画していただける方の応募を待ちしています。)

任期 2年

会議 6回程度

### 提出書類

履歴書にまちづくりや市民活動に対しての自分の考えを400字程度に取りまとめ、提出してください。

また、電子メールにても受け付けます。(用紙については自由です。)

締切 5月15日(木)

申込・問合せ先

政策形成課 政策担当

Eメール [seisaku@city.tsuru.yamanashi.jp](mailto:seisaku@city.tsuru.yamanashi.jp)

## 『市民委員会』に参加するサークル・団体募集

市民委員会は「市民一人ひとりが主役のまちづくり」を推進するため、平成10年度から実施された事業で、平成14年度までに、14団体が認定されました。

今年度においても、日頃市民の皆さんが考えている、都留市のまちづくりに対するアイデア、手法などを施策に反映させるため、自発的に活動するサークル・団体を「市民委員会」として募集します。

「市民委員会」として認定されたサークル・団体には、活動にかかわる経費をはじめ、報告書の作成にいたる経費を補助します。

### 〔対象活動〕

- 文化的なまちづくりに関する活動
- 活力あふれるまちづくりに関する活動
- 心のふれあうまちづくりに関する活動
- みんなで支え合うまちづくりに関する活動
- その他、まちづくりに関する活動など

### 〔事業実施期間〕

- 市民委員会認定から翌年の3月31日

### 〔補助金額〕

- 活動経費の全額。ただし、30万円を限度とします。

申込・問合せ先

政策形成課 政策担当

## NPO法人設立に対する補助(都留市NPO法人設立支援事業)

市では、特定非営利活動法人法(NPO法)に基づき、特定非営利活動法人(NPO法人)を設立する団体に対し、設立に要する経費に対して補助金を交付します。

### ○補助対象団体

市内に主たる事務所を置き、かつ構成員の2分の1以上が市民から構成され、当該年度中にNPO法人設立にむけての申請を行う団体であること。

### ○助成内容及び金額

助成内容は、NPO法人設立のための申請費用(設立認証申請及び設立登記申請にかかわるもの)とし、その額は経費の2分の1に相当する額で、5万円を上限とする。

### 【用語解説】

「NPO」とは継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称

申込・問合せ先

政策形成課 政策担当